

ほうてらすちば 法テラス千葉

にほんしほうしえんせんたー
(日本司法支援センター)

ちばちほうじむしょ
千葉地方事務所)

2025年10月から、通訳が必要な人のために、

通訳をつかって弁護士と相談ができるようになりました。

(電話で予約をして、弁護士に会います。予約をしないと相談はできません。)

◎使える言葉：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、

ネパール語、タイ語、インドネシア語

※ほかの言葉でも、あなたが通訳ができる人といっしょに相談にくるときは、あなたが話したい言葉で相談ができます。

◎相談ができる場所

ほうてらすちば ちばしちゅうおうくちゅうおう4-5-1 Qiball (きぼーる) 2階)

◎相談ができる日と時間

まいつきだい かようび 毎月第4火曜日 13時45分から16時45分まで

◎相談できること

しゃっきん おかね か 借金 (お金を借りたけど返せない)、りこん ふうふ 離婚 (夫婦、子どものこと)、ろうどうもんだい しごと きゆうりよう 労働問題 (仕事をやめたい、給料を払ってもらえない)、じこ くるま じてんしゃ 事故 (車や自転車などとぶつかったけがをした)、おかね とらぶる か かね 金 (貸したお金を返してもらえない)、ざいりゆうしかく こうしん へんこう もんだい 在留資格の更新、変更) などの問題

◎相談ができる人

★お給料や持っているお金が少ない人 (法テラスで決めた金額より資力が少ない人)

★日本に住所があり、ビザ (在留資格) を持っている外国の人

◎予約のとり方 法テラス多言語情報提供サービス

0570-078377 に電話をして、

「法テラス千葉で弁護士との相談を予約したい」と言ってください。

(電話ができるのは、平日 (月曜日から金曜日) 9時から17時までです。)